

The Rules of Kyuukai

九桜会規約

名 称	第1条	本会は岩手中学校（昭和29年卒業）、岩手高等学校（昭和32年卒業）の卒業生をもって構成し、名称は九桜会とする。
目 的	第2条	本会は会員相互の親睦を図り、交誼を厚くし、母校の発展に寄与することを目的とする。
事 務 局	第3条	本会の事務局は事務局長宅に置く。
事 業	第4条	本会に次の役員を置く。 イ、総会並びに役員会の開催 ロ、恩師、会員の慶弔に関する件 ハ、会員名簿の作成 ニ、その他で認められる事業
役 員	第5条	本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 会計 2名 学年理事 1名 事務局長 1名 理事 若干名 監事 2名
役員の選出	第6条	役員は総会において選出する。会長並びに他役員は、役員の互選によるものとする。
任 期	第7条	役員の任期は3年とする。但し再任を妨げないこととする。
会 議	第8条	本会の会議は、総会と役員会とする。
会 計	第9条	本会の会計は年会費3, 000円及び寄付金によるものとする。
会計年度	第10条	本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
会則の実施変更	第11条	本会の会則は平成4年4月1日より実施し、会則の改正は総会の決議によるものとする。